医療法人中村会

居宅介護支援事業所あさひな運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人中村会が開設する居宅介護支援事業所あさひな(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、 その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常 生活を営むことができるよう、利用者の立場に立った援助を行うものとする。
 - 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、中立公正な立場でサービスを調整する。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市区町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、及び指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業所 あさひな
- 二 所在地 横浜市金沢区朝比奈町 107

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
 - 一 管理者 介護支援専門員 1名(常勤兼務) 管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとと もに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
 - 二 介護支援専門員 3名(常勤兼務1名、非常勤専従2名) 介護支援専門員は、第6条の内容に基づいて指定居宅介護支援の提供 にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする(祝日は営業する)。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額) 第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 課題の分析について使用する課題分析の方法は独自方式を用いる。
- 二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の 相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等 について、理解しやすいよう説明を行うとともに相談に応じる。
- 2 指定居宅介護支援の内容は次の通りとする。
 - 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該施設における 指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報 を利用者及びその家族に提供する。
 - 二 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - 三 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。

- 四 サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担 当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容につい て、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- 五 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
- 六 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業 者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。
- 七 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- 八 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。また、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
- 九 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」という)する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。
- 3 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
- 4 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業実施地域を越えた地点から片道1キロメートルにつき100円とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、横浜市金沢区全域及び磯子区氷取沢町、上中里町、栄区長倉町、庄戸全域、上郷町、東上郷町、野七里、上之町、犬山町、桂台全域、尾月、亀井町、中野町、公田町とする。

(緊急時等における対応)

第8条 介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、 その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずる とともに、管理者に報告する。 (相談・苦情対応)

第9条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら 提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス 等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

- 第10条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、 利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
 - 2 当事業所は、前項の事故及びその事故に際しとった処置について記録する。
 - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を 適正に行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第11条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であっだ者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持 させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべ き旨を、従業者との雇用契約の内容とする
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人中村会と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

附則